

(令和3年度)
筑前町教育委員会の自己点検・評価シート

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
I 教育委員会の活動	1 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A ○教育委員会は、通常月に1回程度の定例会を、必要に応じて臨時会等を開催している。 令和3年度は、定例会を毎月1回、臨時会を3月開催した。(合計13回開催)	○地域の様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるようにするために、定例会だけでなく、臨時会や委員協議会などを積極的に活用していく。
		② 教育委員会会議の運営上の工夫	A ○定例会開催時に、次の開催日の調整を行い、委員全員の出席を図るため、開催日時の工夫に努めている。 ○教育委員が会議において活発な議論を行い適切な判断ができるよう、審議を要する会議資料については事前に配付し、運営上の工夫を講じた。	○義務的・必要的議決事項の審議だけでなく、その時点で対応が迫られている議題や総合的な取組が必要な議題、さらには中長期的な各種の計画の策定等について今後積極的に議論を行うことが必要である。
	2 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	① 教育委員会会議の傍聴者の状況	B ○教育委員会の開催については、告示により公示し、ホームページへの掲載を行っている。 ○令和3年傍聴者0件	○これまでの広報活動に加え、地域住民が教育委員会の会議を傍聴しやすくするために、会議の開催日時・場所や開催方法等の工夫も考える必要がある。
		② 議事録等の公開、広報・広聴活動の状況	A ○会議録の閲覧をできるようにしている。 ○教育委員会の活動を地域住民に広く的確に伝えることが重要であり、独自に教育委員会ホームページを開設し、情報発信に努めている。	○引き続き次回の定例教育委員会までには作成し、閲覧できるようにする。 ○広報活動の方法を研究し、更に充実した情報発信に努める。
	3 教育委員会と事務局との連携	A ○地域に根差した主体的でかつ積極的な教育行政を展開するために、教育長の指揮監督のもと事務局が教育委員会の具体的な事務処理を行っている。	○事務局が教育長をはじめ教育委員に正確かつ詳細な情報を提供することで、教育委員会は、適切な判断ができる。そのために事務局職員の人材確保や研修を充実させ、事務局の機能強化を推進する。	
	4 教育委員会と首長との連携	A ○首長主催の総合教育会議が開催され、地域の実情に応じた教育に関する施策について意見交換を行うことができ、首長と課題や方針などを整理共有することができた。	○引き続き総合教育会議等を通して、首長と教育委員会との連携を図る。 ○課題を共有し、次善の策を具体的に検討する。	
	5 教育委員の研修	- 11/18市町村教育委員会オンライン協議会 新型コロナウイルス感染症により、予定していた研修等が中止となった。実施された上記オンライン研修に参加。	○新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、積極的な研修会参加を行う。	
	6 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	A ○1学期は、中牟田小学校のみ北筑後教育事務所同伴の学校訪問ができた。それ以外は、筑前町教育委員会単独の学校訪問をすることができた。 ○2学期は、筑前町教育委員会単独の学校訪問を6校実施し、学校経営や教育活動、教育施設等の現状を把握し、課題解決に向けた方策等を確認した。2回とも、訪問人数を調整し、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した。	○新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、方法や内容を検討し、学校訪問を行う。	

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1	学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。	A ○多様な地域住民の関心や要望を適切に反映させながら教育行政を行っていくために、学校・地域の教育の実情や行政課題を把握し、教育委員会で審議を行い、「令和3年度教育施策」を策定した。さらにその施策について住民の十分な理解を得るために、「学校教育推進R3」並びに「社会教育推進R3」のリーフレットを作成し、学校、保護者、地域へ配付を行った。	○筑前町教育支援大綱に基づいて、教育施策の策定を行っていく。
	2	学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。	— ○令和3年度は案件はなかった。	
	3	1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること。	— ○令和3年度は案件はなかった。	
	4	県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。	A ○県費負担教職員の次年度人事異動の内申をはじめ、定数欠員補充及び休職代替職員の任用に係る内申、退職内申、事務の共同実施兼務並びに小中兼務教員の内申を行った。 ○県費負担教職員の懲戒及び分限はなかった。指導措置としての訓告もなかった。	
	5	県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	— ○県の方針を準用。	
	6	前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。	A ○北筑後教育事務所「人事異動取扱要領」を各学校に通知し、人事異動の適正な実施に取り組み、不服申し立てはなかった。	
	7	県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと。	— ○令和3年度はなかった。	
	8	教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと。	A ○教育委員会事務局職員のほか、指導主事、スクールソーシャルワーカー、作業療法士、ALT、栄養士、学校施設技術者、事務員、図書司書、特別支援教育支援員、学習支援員、文化財専門員、文化財補助員、調理員、スクールガードリーダー、こころの相談員、社会教育指導員、地域活動指導員等の会計年度任用職員等の任免を行っている。	○引き続き、円滑な学校運営事務ができるよう人事を行う。
	9	学校、公民館、図書館の敷地を選定すること。	— ○令和3年度はなかった。	
	10	1件100万円以上の工事の計画を策定すること。	A ○総合計画の教育施設整備実施計画を策定している。	○今後も、町総合計画の実施計画に上げる前に、教育委員会の審議を行い策定する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	11	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。	A ○平成19年の地教行法の改正により、平成20年度事業から点検・評価を実施している。また平成22年度事業からは、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り点検・評価の客観性を確保するために、外部評価を行っている。	○教育委員会が住民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進していくためには、自らの活動を点検・評価し、公表することが重要である。そのために、議会へ報告を行い、一般への公表として、委員会窓口での閲覧及び教育委員会ホームページへ掲載を継続して行う。
	12	教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	A ○令和3年度の制定・改廃状況は次の通りで、審議を行い可決した。 ・規則の制定、一部改正・・・0件 ・規程の制定、一部改正・・・0件 ・要綱の制定、一部改正・・・1件	○今後も適切な事務処理を行っていく。
	13	教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○教育費に係る当初予算、補正予算、及び条例の一部改正について意見具申を行った。	○各小・中学校予算をはじめ、教育関係に係る当初予算、補正予算の説明資料を工夫する。
	14	社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し出ること。	— ○令和3年度はなかった。	
	15	校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	A ○「令和3年度教育施策」の中に、主要施策の一つとして「使命感にあふれ、実践力を高める教職員研修の推進」を定め、教職員の資質向上と人材育成を図っている。	○引き続き、教育施策において、研修に係る重点目標と具体的施策を定める。
	16	学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	— ○令和3年度はなかった。	令和5年度から、三並小学校を「特認校」に指定し、通学区域に関係なく、筑前町内全域からの就学を認めることとする。

(学校教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 地域とともにある学校づくりの推進	① コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進	A ○各学校の課題解決に向けた熟議を通して、特色のある取組が推進できた。具体的には、学習ボランティアによる学力向上の取組、学校運営協議会主催による安全安心集会の実施、登下校時の児童生徒の安全確保等を目的とした地域見守り隊を組織化し活動できた。 ○コミュニティ・スクールの活動について、学校職員、PTA、地域に発信していく必要がある。	○各学校における取組だけでなく、小中連携の取組について提言してもらうようにする。 ○コミュニティ・スクールの取り組みについては、引き続き学校通信、ホームページ、集会等の場での紹介等、あらゆる場面での発信を推進する。 ○コミュニティ・スクール研修会を開き、コミュニティ・スクールの更なる充実を図る。
		② 学校評価の効果的運用	A ○「筑前町 学校教育推進」を基に本町の教育施策の重点を評価項目に位置づけることで、各学校の意識化につながった。 ○各学校が行った自己評価の結果について学校運営協議会の中で説明・協議した上で提言してもらうことで、次年度の改善につなぐことができた。 ○学校関係者評価委員会と学校運営協議会とを一体化することで、学校の教育活動に対する評価が、効率よく行うことができた。	○評価委員による提言の中に、設備等の要望だけでなく、各学校の重点目標等に対する内容を入れてもらう。
	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	① 教育の機会均等を図る体制整備	A ○経験年数や職務内容に応じた筑前町教職員研修を体系化・焦点化したことにより、各学校における教育活動の深化充実のための支援をすることができた。 ○学力実態分析部会において、各学校において効果があった取組を報告したり、定例校長会において確認したりしたことで、各校への周知を図ることができた。 ○電子黒板やタブレットパソコン、デジタル教科書等を活用した授業実践が進んだ。	○1時間の学習において、どのような児童生徒の姿をめざすのかを明確にした授業づくりを行うよう指導する。 ○学力向上に効果のあった取り組みについては引き続き周知を図っていく。 ○学級づくりと個別最適な学習による確かな学力の育成事業で学力の向上と学級適応感の向上を目指す。
		② 学力の定着を図る場の確保・充実	A ○筑前町学力向上推進協議会、学力実態分析部会を開催し、本町の課題及び取組の検証を関係機関で共有することができた。 ○新学習指導要領を踏まえ、ICT活用研修においては、学習支援ソフトを活用した授業研修ができた。 ○第3回筑前町英語スピーチコンテストをめくばーのホールで実施しできた。小学校中学校の代表生徒が参加し、英語で表現することの楽しさを体感させると共に、総合的な能力の向上を図ることができた。	○新学習指導要領の全面実施を見据え、外国語活動や英語科授業の効果的な指導ができるようALT5名の活用を図っていく。 ○英語検定試験の実施、英語スピーチコンテストの開催、APUとの連携等、環境を整備し、英語教育の充実を図る。 ○これまでのEnglish Work Shopの内容を変更しさらなる充実を図る。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	③ 教員の実践的指導力の向上	A ○筑前町教職員研修を実施したことにより、教職年数や職務内容に応じた研修を意図的、計画的に行い、受講者も達成感を持つことができた。 ○若年教員に対しては、授業参観を伴う指導主事による直接指導を実施したことで、授業改善を進めることができた。 ○小・中合同研修は、これまで一回で全職員が集まり研修を行っていたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、教科別に集まり、充実した研修ができた。	○研修成果を所属校で活用するために、自校の課題を踏まえた課題設定を行うようにする。また、研修内容は自校の実態に即したものを厳選し、授業改善の道筋が明確になるようにする。 ○小中合同研修においては、特に「学び方の系統化」を重視し、低・中・高学年、中学での学び方を明らかにしていくようにする。 ○引き続き、教職経験7年目までの教職員を対象に、指導主事による直接指導を位置づけ、授業力の向上に努める。
		④ 町一体となった学力向上の機運の醸成	A ○リーフレット「学校教育推進R-2-3」を小・中学校の全児童生徒の家庭、学校運営協議会委員等に配布することで、本町の教育施策に対する理解促進を図ることができた。 ○学力向上推進プランを整理し、学校・家庭地域・教育委員会における重点的な取組について提示することができた。 ○「ネット4ない宣言」について両中学校の生徒会が連携して、見直しをした。「ネット4ない宣言」から「ネットつきあおう条例」へ変更し、スマートフォン等の適切な取り扱いについての取組を作成した。	○リーフレット「学校教育推進R4」を教職員、全保護者、町議会議員、学校運営協議会等に配布し、地域一体となった教育をさらに推進する。 ○各中学校区で実施している「家庭学習強化週間」について、学校運営協議会や学力向上推進業議会においても協議する場を設ける。 ○「ネットつきあおう条例」を啓発し小中学校へ広げる。
	3 心づくり・体づくりの推進	① 食育の推進	A ○筑前町第三次食育推進基本計画に基づいた各部署の具体的な取組を推進することができた。 ○筑前町給食管理委員会において、すべての児童生徒の食の安全を図るため「筑前町食物アレルギー対応方針」に基づいたアレルギー対応が実施できた。	○筑前町第三次食育推進基本計画を基に食育の推進を図る。 ○「筑前町食物アレルギー対応方針」に基づく食物アレルギー対応が、迅速かつ的確に実施できるよう今後も指導を行っていく。
		② キャリア教育、ボランティア活動の推進	A ○キャリア教育における小・中一貫カリキュラム「夢と志を育む筑前っ子育成プラン」に基づいた特色のある実践を広げることができた。 ○立志式や1/2成人式を通して、児童生徒の将来に対する夢や希望を育むことができた。 ○新型コロナウイルス感染症防止のため小中学校での合同における取組はできなかったが、各小・中学校でできることを模索し学校の実態に応じた取組を実施することができた。	○キャリア教育、道徳教育に関する小・中一貫カリキュラムの年間指導計画への位置づけと実践例の更なる蓄積を行う。 ○小中が連携した特色ある取組を行う。 ○自尊感情の高揚を目指し、立志式や1/2成人式といった行事を通して夢や志を育む教育を推進する。
		③ 道徳教育の充実・改善	A ○町独自の教職員研修では道徳科の授業を参観し、考え、議論する道徳の授業づくりについて経験年数に応じた内容で指導することができた。	○引き続き、町独自の教職員研修で道徳の授業づくりについて指導する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 いじめ・不登校に対する生徒指導体制の確立	① いじめ・不登校をなくす学校の取り組み	B ○生徒指導に係る調査等をもとに学校の取組を点検・指導した。いじめ認知件数、不登校件数ともに増加した。 ○スクールソーシャルワーカーの計画的な学校訪問により、学校だけでは解決困難な個別の問題等の解決に向け効果的な活用を図った。 ○教育支援センターにおいて、学校への支援復帰と学力の保障を行った。15名（小学生2名、中学生13名）のうち、中学3年生3名（中3生4名のうち）は高校へ進学することができた。 ○いじめに対する組織的対応を図るため外部専門家を活用した研修、協議を全ての学校で実施できた。 ○いじめ・不登校対策委員会を年2回実施し、筑前町の児童生徒の実態や取り組みの重点を共有化することができた。	○近年のいじめ認知件数が増えたのは、いじめに対する教職員の目が行き届いていることの証である。今後も教職員の積極的な認知と組織的な対応について各学校に周知し、児童生徒の中で傍観者を出さない取り組みをする。 ○不登校対策において、不登校兆候の把握等、早期対応を行うために、小中連携における体験入学やマンツーマン支援計画（基本情報シート）を活用した小中連絡会の内容方法の工夫改善を図る。 ○要因分析をして個に応じた支援を組織的に行う。 ○支援が行き届いていなかった不登校児童生徒に学びの保証や社会的自立につなげるためのアウトリーチを行う。 ○いじめに対する組織的対応を図るため外部専門家を活用した研修、協議を全ての学校で実施する。 ○いじめ外部専門家に筑前町のいじめ等の問題についてケース別の対応の具体的な助言をうける。
		② 児童生徒の安心・安全を守る連携体制	B ○通学路の安全確保のために、教育委員会、道路管理者、警察署が連携し、緊急点検を行い、危険箇所の改善を図った。 ○児童生徒の事故防止のために学校安全対策委員会で安全確保上の問題点の確認を行った。	○筑前町安全対策委員会での情報共有を行い、町としての多面的な取組を進める。
		③ 児童生徒の安心・安全を守る人的支援	A ○スクールカウンセラー4名（町費2名、県費2名）、心の相談員2名の配当時間はフルに活用された。 ○スクールソーシャルワーカーに対する学校の有効活用が促進し、教育相談が充実した。 ○中学校のケース会議等に、スクールソーシャルワーカー、作業療法士が定期的に参加することができ、情報共有が図られた。 ○スクールガードリーダーの助言をもとに、危険箇所の把握と改善を行った。また不審者情報に対する対策を行った。	○学校・保護者・地域及び関係機関等との情報交換を積極的に行い、新たな危険箇所等の把握を行う。 ○各学校のいじめ不登校対策委員会に指導主事が参加し、実態の共有化や助言を行う。
	5 特別支援教育の充実	① 学校における特別支援教育の組織的な推進	A ○特別支援学級担当者研修会を設定し、県の指導主事、を講師として招き、特別支援学級における指導の充実に努めた。	○普通学級に在籍する発達障害等が疑われる児童・生徒の個別の指導計画を作成し、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを充実させる。 ○「ふくおか就学サポートノート」の普及と活用を図る。 ○北筑後教育事務所から講師を招聘し、学校訪問の際、授業に関する指導助言をいただく。
		② 関係機関とのネットワークの構築	A ○県指導主事や特別支援学校による巡回相談を実施し、個別の支援方法について指導、助言を行った。 ○スクールソーシャルワーカーが要となり、こども未来センターや児童相談所等との連絡調整を密にすることで、児童生徒の健全育成及び保護者への支援に努めた。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、作業療法士と連携した巡回訪問を行い、よりよい支援ができるようにしていく。 ○生徒理解を深めるために巡回相談を実施することを促す。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	5 特別支援教育の充実	③ 個々の教育的ニーズに対応する人的支援	A ○通級指導教室において、言葉や日常生活に困り感を持つ児童への支援を行うことで様々な効果が見られた。 ○11名の特別支援教育支援員を町費で各学校に配置し、特別支援学級での学習を充実させるとともに、普通学級の支援も積極的に行った。 ○作業療法士の活動を各学校へ発信したり、研修会の講師として派遣したりして各学校の実態に応じた活用方法を周知することができた。	○特別支援教育支援員研修会において本町における特別支援の充実の在り方について共通理解を図る。 ○作業療法士とのさらなる連携や活用方法について検討する。
	6 人権教育の推進	① 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	A ○人権教育の視点に立った学校づくりについて、「学校教育推進R3」に位置づけ、教員、保護者等への啓発を行った。 ○定期的な学校訪問を行い、学校の教育活動全体を通しての人権教育の推進が図れるよう、指導・支援を行うことができた。 ○初任者及び初めて筑前町の教職員として勤務する者を対象にした好ましい人権感覚の涵養と個別の人権課題の解決に向けた正しい理解を育むための研修会を開催した。	○人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」が各学校で共通理解のもと進められるよう指導を行っていく。 ○初任者及び初めて筑前町の教職員として勤務する者を対象にした研修を進める。
		② 組織的な取組の推進	A ○実態把握に基づき、人権尊重の視点に立った学校づくりの取組ができるよう、各学校の人権教育の全体計画、年間指導計画等の点検、改善がなされた。 ○校長を中心とした人権・同和教育の推進に努めた。 ○学校で発生した人権問題に関わる事象に対して、校長を中心に組織的対応が図られるよう学校に支援・指導を行った。	○全体計画及び年間指導計画について学校全体での「計画・実行・評価・改善」を確実に行うよう指導する。 ○「学習活動づくりについて」児童・生徒の人権尊重の意識が高まるよう効果的に推進する。 ○教職員の人権感覚の向上を図るため、教育事務所作成の資料等を紹介し、各校での研修を実施する。
		③ 指導内容の充実と指導方法の工夫・改善	A ○人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」の計画的な活用や参加、体験的な授業づくりに向け、公開授業等を通して研修を行うことができた。 ○学校訪問等の場を活用して、授業づくり等についての指導を行うことができた。	○新教材「あおぞら2」の活用促進を図る。 ○個別の人権課題に対する理解と体得を図るための授業づくりへの支援・指導を行う。
	7 教職員の資質向上と人材育成	① 教職員の資質向上を図る人事評価の推進	A ○人事評価のねらい、適正な評価方法、実施上の留意点等について各校長に指導した。 ○各学校で、個票を作成し、校務、学級経営、授業等における客観的な評価を行った。 ○各学校が当初、中間、最終面談等の個人面談を計画的に実施することができた。 ○人事評価制度の周知を行うとともに、校長会等を活用し、情報交換を図った。	○評価規準に関する各校長の共通理解、根拠の記録等について、県教委資料等をもとに継続的に指導していく。 ○人事評価制度の改正に伴う適正な人事評価に関して、引き続き校長会等の中で、情報交換や共通認識を図るようにする。
		② 教職員派遣研修や教職員人事による人材育成	A ○経験年数、職務内容に応じた研修を行うことで、人材育成を図ることができた。	○教職員に対し、研修の成果を発揮できるような活躍の場を与え、人材育成を進めていく。 ○教職員一人一人の職務やキャリアステージに応じた筑前町教職員研修において、今後も工夫改善を図り、内容の充実に努める。 ○ミドルリーダーの育成に向け、人材育成の観点を踏まえた各学校校務分掌の作成、校外における研修機会の提供等に努める。 ○「ふくおか教育論文」に対する個別指導を実施する。

(社会教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 学校・家庭・地域の連携による学習機会の充実	① 高齢者学級・講座	B ○4月に高齢者学級運営委員会で年間活動計画の確認を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9回の実施予定に対して新生学級は1回、しあわせ学級は2回の開催にとどまった。 ○成人講座は、全ての講座を開講することができたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた日程での開催ができなかった。ただ受講後のアンケートでは、各講座の満足度や目標達成率は高く、身に着けたことを日ごろの生活の中で活用していく等の活発な意見もあった。	○高齢者学級については、新型コロナウイルス感染状況の動向を見ながら、運営委員会で開催の可否等について協議を行う。 ○成人講座は、今後も受講者のアンケートも参考にしながら、町民のニーズに合わせて計画していく。また、多くの方が受講できるよう、新たにメールでの申し込みも可能とし、講座内容や周知方法も工夫していく。
		② アフタースクール	B ○中牟田小では、コロナにより実施時期を変更し10～1月の間、実施した。放課後に体験活動、学習支援活動を地域人材の協力を得て実施することで児童の居場所づくりを行った。また異学年交流やコミュニケーション能力の向上にもつながった。 ○三輪小・三並小は開催中止、東小田小は、11月のみの実施であった。学校と地域ボランティアの協働による放課後学習支援活動を行うことで、児童の家庭学習の定着を促し、学力の向上を図った。 ○中学校ではオンライン形式としたため、計画通り6月～2月まで1日2時限(数学・英語)を週2回の講義を実施することができた。その講師を高度な専門性、指導力及び豊富な経験を有する退職校長会に依頼することで、生徒の学習意欲を喚起し、更なる学力の向上を図った。	○地域の方にもボランティアスタッフや講師として参加いただき地域密着型となるよう広く人材の確保に努める。 ○中学校では、感染症対策を徹底し、対面式で講義を行う。
	2 図書館の充実と読書活動の推進	① 子ども読書活動推進計画の実施	A ○「第2次筑前町子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行った。「小学生読書リーダー育成講座」では、夏休み中に読書リーダーを育成し、各小学校の読書活動の推進につなげた。 ○「毎月23日は読書の日」とし、この日は省テレビ・省ゲームデーで家族で読書活動を行う日として防災無線やポスター掲示等により啓発した。	○「毎月23日は読書の日」をきっかけに「省テレビ・省ゲームデー」「家読の習慣づくり」を広く周知していき読書環境の充実に努める。 ○「第3次筑前町子ども読書活動推進計画(R5～R8)」を令和4年度に策定し、更なる読書活動の推進につなげる
		② 地域の知の拠点としての機能強化	B ○SNS(ツイッター)を活用し、公共図書館の利用促進につながるよう努めた。 ○町民のさまざまな読書要求に応え、常に新鮮な資料構成を維持し、他館との相互貸借も利用した資料提供を行った。町民の生涯学習の場としてより良い利用環境を整えとともに、レファレンス(調査支援、学習援助)に力を入れた。 ○WEB予約サービスの充実と利用促進を図った。 ○新型コロナウイルス感染症により来館数が減少傾向にあったが、この機会に郷土の歴史等を再発見してもらうため、「筑前町の郷土昔話」の紙芝居動画やパネルシアター動画を作成し、YouTube配信を行った。 ○読書通帳を推進し、コロナ禍の「新しい生活様式」に家読書を推進し、公共図書館の利用促進を図った。	○住民の生涯学習拠点として、住民のニーズに即した資料提供に努める。 ○動画コンテンツの充実に努める。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	3 生涯スポーツの普及促進による健康増進	① スポーツ指導者研修会	A ○スポーツ少年団指導者、体育協会員、スポーツ推進委員、教職員を対象に、北筑後教育事務所と共催で実施。成長期に多いスポーツ障害の早期発見とその予防について学び、30名以上の方がオンラインにて参加した。オンラインのため、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減し、安全に開催できた。	○コロナの状況により、集合研修・オンライン研修・書面研修を使い分け、指導者の資質向上に努める。
	4 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実	① 芸術・文化事業の開催	B ○自主文化事業検討委員会を年2回開催し、子どもから高齢者まで楽しめる内容を検討した。 ○令和3年度事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止が相次ぎ、7公演のうち3公演のみの実施であった。また、人の集まるイベントへの参加を控える動きもあり、参加者数も思うように伸びなかった。	○新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んでいるイベント参加への機運を取り戻すような企画を検討していく。
		② 文化財の保存・活用	B ○開発と文化財保護との調整については、463件の事前協議を行い、その中で13件の試掘・確認調査を行った ○過年度のは場整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書の作成については、計画的な発行に努め、平成元年調査の迫額遺跡、平成4年度調査の梨子木遺跡の整理・遺物実測作業等を行いながら、町内遺跡発掘調査（慮木藪遺跡第2地点）報告書を刊行した。 ○普及活動事業については、三輪小学校から約200名の来訪者があった。また、国史跡仙道古墳の装飾石室のTV取材等を実施した。	○開発と文化財保護との調整については、地図システムを活用し、調査履歴を反映した台帳を整備し、日常的な問合せに応じて台帳の充実を図っている。若干過去の履歴が漏れているところがあり、試掘・確認調査を再度行いながら、整備充実を図っている。 ○普及啓発活動として、地元の小学生の見学会を行い、郷土愛の育成に取り組むことで地域にある文化資産を後世に継承することができると考えられる。
	5 様々な体験活動による青少年の健全育成	① 通学合宿	— ○新型コロナ感染拡大により中止となったが、次年度に向けて実施方法の見直しや関係機関との協議・調整を行った。	○新型コロナのため地域での実施方式を変更し、町と包括連携協定を締結した「国立夜須高原青少年自然の家」と連携し4校合同で実施する。
		② 子ども育成塾	B ○自然学習、野外体験、料理教室等の体験活動を行うことで、子どもの社会力向上に繋がった。	○ウィズコロナでの実施可能なメニューを検討する。 ○活動を通し自主性や規範意識を高めジュニアリーダーの育成に努める。
			③ 6年生交流会	— ○例年、参加者の減少が課題であったが、コロナ感染予防対策として企画内容を改めたことで、応募者が大幅に増加し、抽選となった。町内の小学6年生を対象に実施を予定していたが、新型コロナ感染拡大により中止となった。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する 事務	6 「子どもの約束」の推進	① 「子どもの約束」の推進及び啓発事業の充実	B ○各学校にポスターを配布し、啓発をお願いするとともに児童にチラシを配布し周知・啓発を行った。 ○子どもの約束の啓発事業として社会教育委員会を中心に教育委員会、大刀洗平和記念館、大人のガイドボランティア等と連携し、「大刀洗平和記念館中学生ボランティアガイド」事業を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により6回中2回中止となった。	○各小中学校や各団体への啓発を継続し、事業の継続と新たな展開や家庭への普及促進を図る。 ○「大刀洗平和記念館中学生ボランティアガイド」では新型コロナウイルス感染症防止対策を講じつつ実施に努める。
	7 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の促進	① 筑前町人権・同和推進協議会 社会教育部会	B ○6月に社会教育部会総会を书面開催にて行った。令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について提案、承認を頂いた。また7月、12月、1月に講演会が予定され、参加を呼びかけた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、7月、1月は中止、12月はオンライン講演となった。	○社会教育団体に対し、人権セミナーや研修会の実施に向けて、人権・同和対策室と連携し、より多くの団体が実施するよう努める。 ○生涯学習まちづくり出前講座に人権に係るメニューを増やし、人権について考える機会を提供する。 ○新型コロナウイルス感染症防止対策を講じつつ実施に努める。